

令和3年第11回

駒ヶ根市農業委員会

総会議録

令和3年11月25日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (17名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堀澤 務	12番 宮下 修	19番 氷賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 真武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

### ○ 欠席した委員(2名)

9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
---------	-----------

### ○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

### ○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

議案第60号 現況証明について

議案第61号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

報告事項 農地法第5条第1項第8号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第15条の規定によりここに署名する。

会長

議事録署名人 13番 (木下)

議事録署名人 14番 (上田)

開会 令和3年11月25日 午後3時00分  
局長 (野村 隆二君)  
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)  
それでは定刻となりましたので、ただいまから令和3年第11回農業委員会  
総会並びに協議会を開会させていただきます。  
まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)  
今日もお寒い中、お疲れさまです。  
また11月16日は県の農業者大会に参加いただきまして、どうもありがとうございました。  
農業者大会の後、また11月22日に飯田市で伊那谷3市の研修会、いろんな問題点を出して話すという研修会がありまして、事務局と一緒に5役のほうで出席させていただきました。農業者団体、また3市の研修会等を併せて見ますと、やはり問題はどこも同じということが改めて認識されました。またいろいろ問題点等が出てくると思いますが、よろしくお願ひいたします。  
また、師走も近づきまして、年末となりますのでお体等に御留意の上お過ごしいただければと思います。  
簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

局長 (野村 隆二君)  
続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、17番 中嶋隆委員、お願い  
いたします。

17 (中嶋 隆君)  
どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)  
先月、吉瀬さんが休むって聞いていたんだけどすっかり忘れていて、先ほど電話をいただきまして、嫌だって言ったんだけど駄目ということですので一言  
しゃべらせていただきます。  
嫌だと言えば、私はこの時間帯が一番嫌で、農業委員会憲章っていうのを読むと、どうもこちら側の憲章に書いてあることと実際にやっていることの乖離  
というか、ねじれっていうのが非常に嫌で嫌でしようがなくて、実際に総会で  
やっているのは出てきたものをみんなほぼ全て許可するというような状態になっちゃっていて、それはそれで必要なことだとは思うんですが、本来農業委員会のやるべきことってそういうことなんだろうかっていう気が、いつもこれを読むたんびにしています。  
この前も上在のほうで農振の除外のほうがあったんですけど、何枚もつな  
がっているところで、3反歩ぐらいのところの端っこがみんな欠けていくとい

うようなものが 2 件ほどありました。一緒に回った皆さんとも話したんだけど、まあ出てきたものは、これはしようがないっていう話でなくして、1か所取られるとまた次のところが取られていくというような状態になっているのが現実です。何枚もつながっている大きいところっていうのはなかなかそんなに確保できるところではないんでもったいないなあと思いながら、どうしようもないねっていう答えを出して帰ってくるという状態です。

こういうところをどうしていったらいいかっていうのは、我々自身がまだ方向が見いだせないでいるっていう状況なのかなあと思います。

微力ではあるんだけど、そのようなところを解決していくっていうのは、やっぱりもう少しこの場で話し合いの場とかを持ってこういうのは問題だねっていうのを挙げながら、じゃあどうしましょうっていう方向に結びつけていたらというふうに考えています。

以前、倉田さんのほうから協議会が終わった後に少し話をしましょうっていうようなことがあったと思うんですけども、毎回でもいいんで、それに似たこと、少し雑談みたいな話をして、こんなことがあった、こんなことがあったっていうような話をしていくと、だんだん我々自身もやるべきことっていうのが見えてくるのかなあと思いますんで、そこら辺のところをちょっと提案させていただいて、一言とさせていただきます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは始めたいと思いますが、今日は協議会と総会を入れ替えて協議会から先に開催させていただきます。

総会はここで一旦休憩といたします。

休憩 午後 3 時 07 分

再開 午後 4 時 06 分

会長 (氣賀澤 道雄君)

総会を再開いたします。

これより令和 3 年 11 月 1 日付、告示第 11 号をもって招集した令和 3 年第 11 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 17 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

9 番 西村功委員、16 番 吉瀬久司委員より欠席の旨の届出がありました。お手元に配付しております日程に従い会議を進行させていただきます。

主 査

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において13番木下豊委員、14番 上田佳子委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは、議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

北割1区、[REDACTED]の西1筆1,512m<sup>2</sup>になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

譲受人は駒ヶ根市内において初めての農地の取得となります、[REDACTED]ではブルーベリーやリンゴを育てており、担い手に当たる農家さんであるとのことです。耕作等に対して問題ないのでとの御意見を[REDACTED]農業委員会からも確認しております。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

南割区、[REDACTED]の北5筆、計8,180m<sup>2</sup>になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上2件につきまして御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (中嶋 隆君)  
1番ですけど、現地はもう以前から荒廃しているところで、そこを買われてブルーベリーを作られるということなんで、荒廃農地が減るということで非常にいいことだと思います。

以上です。

5番 (堺澤 務君)  
お願いします。

2番は南割の土地ですけれども、この土地は中山間地直接支払事業の適用地になっておりますので、農地として適正に利用すること、畦畔管理をしっかりとするという意見をつけて、農地としての活用ですので特に問題ないと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

12番 (宮下 修君)  
2番なんんですけど、■さんっていう方は■なんですが、ここ数年、駒ヶ根の下平も含めて売買で買いに入っています。  
今月に入りまして、私の南下平と宮澤委員さんのほうの北下平にも手を伸ばしていまして、申請があるんです。実際に今回私たちのほうに入るのが50町歩なんです。  
とにかく畦畔の管理、それで耕作地の雑草、ヒエだとかそういうものが非常に目立つということで、ちょっと規模を拡大するためだけに農地を取得しているっていうのは実際どういうものなのかなあということなんです。  
大沼委員さんも含めて3人で話をしたんですけども、実際には■さんは話ができていないんです。  
ちょっとその辺は農業委員会事務局のほうから書類審査ができないのかどうか、ちょっと苦言が出せればと、なかなか歯がゆく思っております。  
書類上の問題はなし、それから地元の法人のほうでも管理に目を光させていくということなんですが、北下平の場合も私たち農業委員と地元で目を光らせていかなければならないかなあと、ちょっと少し疑問符のつく面積になってきているんじゃないかな、そんなように思います。

以上でございます。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
契約の自由の原則とか、あとは転用という意味なんで、農地ということですので規制等は難しいところがありますけれども、先ほど堺澤委員のほうからあ

りましたように今後の土地管理については個人のほうできちんと見ていくって  
いただくということのようです。

ただ、問題のある買い手ではあります、そのような形で監視をしながらい  
くという、そういう今回の提案になります。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第 56 号について原案どおり可決することに御異議ございま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による  
許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 57 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは、議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていた  
だきます。

1 件でございます。

場所につきましては 4 ページの左側を御覧ください。

4-1 で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED] の北 2 筆、計 866 m<sup>2</sup> になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、集合住宅。

理由でございますが、申請人は市外に居住していることから耕作ができず、  
交通の利便性がよく住宅用地に適している当地において賃貸住宅の運営をす  
るため集合住宅用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、準工業地域及び第 1 種低層住居専用地域となって  
おりまして、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

以上 1 件につきまして御審議のほどお願ひいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番 (春日 知也君)

11月 14 日に赤羽委員と現地確認をいたしました。

地図を見ていただくと分かりますように、周辺はもう住宅及び道路に囲まれた第3種農地でございまして、立地基準あるいは営農上の問題というような一般基準については特に問題なしという判断をいたしました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第57号について原案どおり可決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは、議案書5ページをお開きください。

農地第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計6件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED] の西9筆、計2万3,044m<sup>2</sup>  
になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、工場用地造成。

理由でございますが、譲受人である駒ヶ根市は企業誘致による製造業者の立地のため工場用地の造成を目的として当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和3年11月9日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、300m以内に[REDACTED]  
■ありということでございます。

続きまして2番となります、場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

小町屋区、[REDACTED]の東1筆 365 m<sup>2</sup>になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが、手狭なことから住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は高齢のため農業規模の縮小を検討しており子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

続きまして3番となります、場所につきましては8ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

上穂町区、[REDACTED]の北2筆 665 m<sup>2</sup>になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地造成。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおり宅地購入希望者の需要に対応すべく宅地造成を目的として当地を取得したい、譲渡人は周囲の宅地化により消毒散布をしづらい状況のため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種低層住居専用地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして4番となります、場所につきましては8ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の北1筆 434 m<sup>2</sup>になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場用地。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおり[REDACTED]の敷地を所有し賃貸借契約を結んでいるが、[REDACTED]駐車場を買いたいとの申出があったことから駐車場の整備を行うため当地を取得したい、譲渡人は高齢のため耕作しておらず譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準住居地域となっておりまして、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして 5 番となります、場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。

5-5 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED] の西 1 筆 291 m<sup>2</sup> になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地。

地図上の申請地南側に [REDACTED] さんと表示のある住宅がありますが、こちらの住宅を事業計画者が取得しており、農業用の物置敷地として使用するため自宅敷地を拡張する計画となっております。

理由でございますが、譲受人は農業用の物置を用地として使用するため当地を取得したい、譲渡人は相続前より物置用地として使用していたが農地法の手続を取っていなかったため追認の手続を取り譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 11 月 9 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

6 ページを御覧ください。

続きまして 6 番となります、場所につきましては 9 ページ右側を御覧ください。

5-6 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED] の東 1 筆 143 m<sup>2</sup> になります。

6 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

地図上の申請地南側の [REDACTED] さんと表示のある住宅が申請者の [REDACTED] さんの御実家になり、こちらの敷地にまたがり住宅を建築する計画となっております。

理由でございますが、借受人は夫の実家に同居しているが子供の成長に伴い手狭になってきたことから現住居の敷地にまたがり住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は自身の子の家族事情等を考慮し借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 11 月 9 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見ております。

以上 6 件につきまして御審議をお願いいたします。

- 会長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは地元委員の補足説明をお願いします。
- 13番 (木下 豊君)  
1番でございますけれども、申請地周辺につきましては、既に三方を工場、それから資材置場、それから [ ] というようなことで開発されている次第でございます。よって、周辺農地への営農には支障ないと思います。  
また、この関係につきましては駒ヶ根市の企業誘致ということでございまして、工場用地の造成計画ということで、それから地元の自治組合等の関係機関の同意を得ているというようなことでございまして、非常に広い農地で、非常に何か本当にこれでいいのかなあとは思うんですけども、こういった状況の中ですので問題ないということで判断いたしました。  
それから、雨水関係につきましては、傾斜地ということになりますので、非常にそこら辺の対策等は十分にするようにということで言ってあります。
- 以上です。
- 10番 (春日 知也君)  
2番です。  
この案件につきましては、夏から数回にわたって申請者とやり取りを続けてまいりました。  
地図にある黒い形と面積になるまでのやり取りがありまして、営農上の問題がないように使われるようにしてほしいという意味から大分話をしました。  
11月8日に今現在耕作している方も含めて管理人と関係者全員が集まりまして現地で話し合いを持ちまして、結果としては今の形とすると、農業者の大型のコンバイン等、あるいは収穫したものを運ぶトラック等がきちんと入れるように東側に歩行者の進入路を設ける、それから西側の端には北側の道路から来ている用水路をきちんと田んぼのほうに導けるように用水路を新たに設けていくと、そういう条件も確認した上で問題なかろうという意見となりました。
- 以上です。
- 15番 (倉田 益式君)  
3番です。  
8ページの左の位置図を見ていただきますと分かるように、ここの区画の周辺町内はほぼ宅地です。市のほうで宅地造成しているところで、区画整理が行われた中の一部です。  
現地を確認しましたが特に問題はありません。  
以上です。

3 番 (堀 敏君)  
4 番です。  
11月8日に現地確認をいたしました。  
場所は、████████のところに █████とか █████が  
ありますけど、あそこの約30m40mぐらい東側の場所になります。  
地図を見ていただくとお分かりのように、もう住宅地に囲まれた中にはぽつん  
と1つだけ農地が残っていると、こんな場所でありますので、今回の案件は特  
に問題ないというふうに判断をしております。  
以上です。

12番 (宮下 修君)  
5番6番は私の関係になります。  
地図を見ていただきますと、この両案件のちょうど真ん中に █████がある  
ような形になります。よって、どちらのうちも全部見えますので、それだけお  
話しさせておきます。  
5番ですが、████さんっていう方は1ターンで来まして、今は████さん  
のところで研修をしています。  
住宅と農地を引き継ぐこととなりまして、農業をやるということで、この黒  
い部分は私の知る限り40年以上何も作られておりません。  
そして、黒い部分の中に少し物置のようなものがもう建たっておりまして、  
████さんが譲り受けて農機具やなんかの倉庫を建てたいということがありま  
すので、問題はないと思います。  
それから6番目の████さんの関係ですが、████さんの息子さんの名前で申請  
したんですが、諸事情がございまして奥さんの████さんの名前にするとい  
うことで名前の変更ということでございますので、こちらも住宅を建てて暮らすと  
いう形ですので問題ないと、こんなように思います。  
以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。

15番 (倉田 益式君)  
1番についてなんですけれども、今はこれを買上げということで、非常に現  
地は広い土地で、計画では工場用地ということです。  
1つ確認というか、確認できているかどうかということの確認です。  
まず市の都市計画っていうのがあると思うんです。  
市のほうでは都市計画の中で████の土地を含めた地域に  
についてこれからどういうふうに進めていくこうとしているのか、その辺をちょっ

と農業委員会として確認しておいたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

会長 (氣賀澤 道雄君)

今現在、事務局のほうで説明できる範囲で何かあるようでしたらお願ひいたします。

主査 (出口 大悟君)

私が承知している限りでは、市のほうで [REDACTED] の都市計画と  
いうことを特別何か定めているというところは承知していません。

場合によっては担当課のほうに聞いてみないと分からないですが、用途地域  
内で指定されているようなところでもないので、何か特別そこをこういった利  
用にというところは現時点ではないのではないかと思います。

15番 (倉田 益式君)

今ここに案件が出ているところについては、具体的にどういう用地としてど  
ういうところを誘致する予定なのですか。

主査 (出口 大悟君)

こちらなんですけれども、[REDACTED] といいまして、事業  
としましては [REDACTED] の製造ですとか、そういった [REDACTED] の研究開発、  
企画、デザイン、製造、そういう事業を営んでいる企業がこちらのほうに工  
場を建てる予定ではあります。

15番 (倉田 益式君)

この土地開発によって [REDACTED] のほうに [REDACTED] と同じような系  
統の会社があるわけですよね。

主査 (出口 大悟君)

こちらのほうは、市のほうで造成した後に [REDACTED] とい  
う [REDACTED] の製造ですとか、そういう企業が土地を購入して工場等を建てる計  
画ではあります。

15番 (倉田 益式君)

これは一時期出ていた [REDACTED] の用地ではないんですか。

主査 (出口 大悟君)

そうです。その土地です。

15番 (倉田 益式君)

1回は市のほうで買って、それから譲渡するということですか。

主査 (出口 大悟君)

そうです。市のほうで土地を取得して造成した上で [REDACTED] のほ  
うに渡すという計画です。

15番 (倉田益式君) 私の覚えが曖昧で申し訳ないんですけど、前に1回、[ ] のほうに譲渡した形で承認してあったんじゃないですか。していないですか。上在のほうは農地パトロールで2回現地確認しているんですが……

主査 (出口 大悟君) 農振除外のときですかね。

15番 (倉田 益式君) そのときには承認が下りていなかったということなのかな。

主査 (出口 大悟君) それが農振除外ですね。

15番 (倉田 益式君) 農振除外で出ていたんですね。

主査 (出口 大悟君) そうです。

15番 (倉田 益式君) 分かりました。

会長 (氣賀澤 道雄君) ほかにありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君) 議案第58号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 (氣賀澤 道雄君) 御異議なしと認めます。よって、議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第59号 農地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (小林 かおる君) 10ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和3年11月30日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが1,914m<sup>2</sup>、畑が1,237m<sup>2</sup>、合計で3,151m<sup>2</sup>でございます。

貸手が2、借手が2でございます。

(2) (3) の表につきましてはお目通しいただきまして、11 ページに個別の詳細が載っておりますので御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

11 ページを見ながらお願いします。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第 59 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 60 号 現況証明について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主査 (出口 大悟君)

それでは、議案書 12 ページをお開きください。

現況証明について御説明し、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 13 ページ左側の現況証明一の斜線で表示した場所になります。

地区につきましては北割 2 区、[REDACTED] の北 1 筆 103 m<sup>2</sup>になります。

施設等ですが、宅地敷地ということで申請が出ております。

経過説明でございますが、昭和 37 年以前から宅地として使用しており、提出されました土地家屋課税台帳等により建物等を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、事務局で現地確認済みであります。

以上 1 件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (塩木 操君)

現地確認をしましたところ、建物が農地の部分に建たっているということです。多分、昭和 37 年頃からずっと、自分のうちの土地だから何に使おうとい

いんじやないかというような考え方で、西側の物置と母屋の間を車が出入りできるような広いスペースを取りたいっていうことですらしてあるんじゃないかなと推測されますが、少し建物を東側にずらしてあります。いずれにしても、地目は畠地になっておりますが、敷地内に建物が建たっていたという現状を確認しました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 60 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 60 号 現況証明については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、

議案第 61 号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次長 (大野 秀悟君)

そうしましたら 14 ページをお開きください。

駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について別紙のとおり御審議をお願いいたします。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第 61 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、これを原案どおり可決することに決定い

たしました。

次に報告事項 農地法第5条第1項第8号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら、農地法第5条第1項第8号の規定による届出がございましたので御報告をさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては16ページの左側を御覧ください。

報告事項一1で表示した場所になります。

中沢区■■■1筆558m<sup>2</sup>のうち2.25m<sup>2</sup>になります。

申請目的でございますが、携帯電話無線基地局が1塔。

理由でございますが、申請人は駒ヶ根市中沢周辺の携帯電話サービス拡充のため新たに携帯電話無線基地局を設置したいというものでございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては16ページの右側を御覧ください。

報告事項一2で表示した場所になります。

こちらも同様に中沢区■■■で、1筆2,316m<sup>2</sup>のうち2.25m<sup>2</sup>になります。

申請目的でございますが、携帯電話無線基地局が1塔。

理由でございますが、申請人は駒ヶ根市中沢周辺の携帯電話サービス拡充のため新たに携帯電話無線基地局を設置したいというものでございます。

以上2件について御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項について説明のとおり御承知おきください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和3年第11回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

閉 会 午後4時42分